

県

郓

公告

長野県聴覚障がい者情報センターを除く長野県障がい者福祉センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。令和5年8月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施設の概要等
 - (1) 名称

長野県障がい者福祉センター

(2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

(3) 設置目的

障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供する。

(4) 施設の概要

ア施設

屋内温水プール、体育館、陸上トラック、ホール、会議室、宿泊室等(長野県障がい者福祉センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり)

イ 敷地面積

22, 511. 54 m²

ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート造 2階建

延べ床面積 7,200.63㎡

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

- 3 応募方法等
 - (1) 応募方法

長野県障がい者福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に定める応募に必要な書類を令和5年10月3日(火)午後5時までに次の場所に提出してください(郵送による応募は、令和5年10月3日までに到達したものに限り受け付けます。)。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部障がい者支援課

電話 026 (235) 7103

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び仕様書によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ(http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/kanrisha/sunapple.html)からダウンロードすることができるほか、(1) の場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障がい者支援課

公告

長野県聴覚障がい者情報センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和5年8月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 施設の概要等
 - (1) 名称

長野県聴覚障がい者情報センター

(2) 所在地

長野市大字下駒沢586番地

(3) 設置目的

聴覚障がい者用の録画物の製作及び提供その他の業務を行う。

- (4) 施設の概要
 - ア施設

閲覧室、ビデオ編集室、相談室、保管庫及び事務室

- イ 延べ床面積 304.23㎡
- 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

- 3 応募方法等
 - (1) 応募方法

長野県聴覚障がい者情報センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に定める応募に必要な書類を令和5年10月3日(火)午後5時までに次の場所に提出してください(郵送による応募は、令和5年10月3日までに到達したものに限り受け付けます。)。

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部障がい者支援課

電話 026 (235) 7103

- (2) その他
 - ア 指定管理者が行う業務の範囲、応募資格その他詳細は、募集要項及び長野県聴覚障がい者情報センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。募集要項及び仕様書は、インターネットホームページ(http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai/shogai/shogai/joho/kanrisha/chokaku.html)からダウンロードすることができるほか、(1)の場所で交付します。

イ この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

障がい者支援課